

# 港区防災街づくり整備指針策定のための基礎調査業務委託

## 事業候補者選考基準

### 1 基本的事項

本業務の委託事業候補者は、次に掲げる要件を備えた事業者であることとします。

- (1) 港区における防災街づくりに関する現状と課題を十分に理解していること。
- (2) 技術的・専門的な知見を有し、現状と課題を踏まえた的確な情報整理と分析が可能で、技術的・専門的な内容について、円滑で分かりやすい資料作成とコミュニケーションができるものであること。
- (3) 自然災害の現況と課題について取りまとめ、これらに対する具体策を提案し、本業務内容を円滑かつ確実に履行できる事業者であること。

### 2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区防災街づくり整備指針策定のための基礎調査業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

また、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

#### (1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。第二次審査に進む事業者については、提出書類を審査し、合計点の高い3者程度を第一次審査合格者とします。

第一次審査結果は、令和3年3月12日（金）までに、提案書を提出した全ての事業者にも文書で通知します。

#### (2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。所要時間は、25分程度です。（説明10分、質疑15分程度）。第二次審査への入場は2人までとし、説明は本業務の主な従事予定者に行っていただきます。

プレゼンテーションでは、パソコンを使用して各参加者が持参した補足説明等のための追加資料を含めた資料を投影することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意します。パソコンは各参加者が持参してください。また、追加資料の配布は、区が別に指定する場合以外は認めません。

※二次審査については、参加者のマスクの着用をお願いします。また、室内の換気、参加者間の距離を確保するなど十分な感染予防策を講じたうえで開催します。

### 3 評価項目及び評価視点

#### (1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
事業者概要及び業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の類似業務（防災街づくりに関する計画等）の実績があるか</li> </ul>
経歴及び専任性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の遂行に必要な経歴と本業務への専任性</li> </ul>
業務従事予定者の配置計画、スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制、スケジュールになっているか。</li> <li>・見積価額に対して適切な人員配置がされているか。</li> </ul>
港区の防災街づくりの現状および課題について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区の防災街づくりに関する現在までの取組についての的確に把握しているか</li> <li>・現行の港区防災街づくり整備指針の内容を十分に理解・分析しているか</li> <li>・新たな指針策定に向け、社会情勢等の変化を的確に把握し、現状と課題が考察されているか</li> </ul>
都市特有のリスクについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区の街の特徴を捉えているか</li> <li>・「都市特有のリスク」について十分に考察されているか</li> <li>・「都市特有のリスク」の考察からその後の防災街づくりの方向性までが示されているか</li> </ul>
大規模な開発における防災街づくりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の大規模な開発における防災街づくりの取組を十分に理解しているか</li> <li>・「特に重視すべき項目」は、港区の大規模な開発における防災街づくりに沿ったものであるか</li> <li>・今までの取組だけでなく、今後想定される事項についても提案されているか</li> </ul>
見積価額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積額はどの程度の水準か。</li> </ul>
地域貢献活動項目（加点項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内事業者優遇</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価</li> <li>・障害者雇用の評価</li> <li>・環境配慮に対する評価（ISO14001の認証等に参加しているか）</li> <li>・災害協定活動に対する評価（区と災害時における協定の締結があるか等）</li> </ul>

## (2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務趣旨の理解	・ 区が本業務を実施する目的を理解できているか。
提案の実現性	・ 提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。 ・ 業務責任者等が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。
提案の発展性	・ 本業務の将来性、創造性、発展性がうかがえる提案がされているか。
理解・回答力	・ 委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。
取組意欲	・ 業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。

※応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととします。

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※配点については、次のとおりとします。

①第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1

②見積価格に対する配点は、第一次審査の合計評価点のおおよそ10%

③区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、区内事業者への優遇として、一次審査における事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を一次評価点に加点（小数点以下切上げ）

④ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価は、一次審査における事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を一次評価点に加点（小数点以下切上げ）

⑤障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合、一次審査における事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を一次評価点に加点（小数点以下切上げ）

⑥ISO14001の認証等に参加している場合、一次審査における事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を一次評価点に加点（小数点以下切上げ）

⑦区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合は一次審査における事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を一次評価点に加点（小数点以下切上げ）

### 4 区外事業者の参加について

港区では、区が発注する業務に係る区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進し

ているため、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「原則として区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

・登録簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）

・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者

（登録簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

## 5 ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

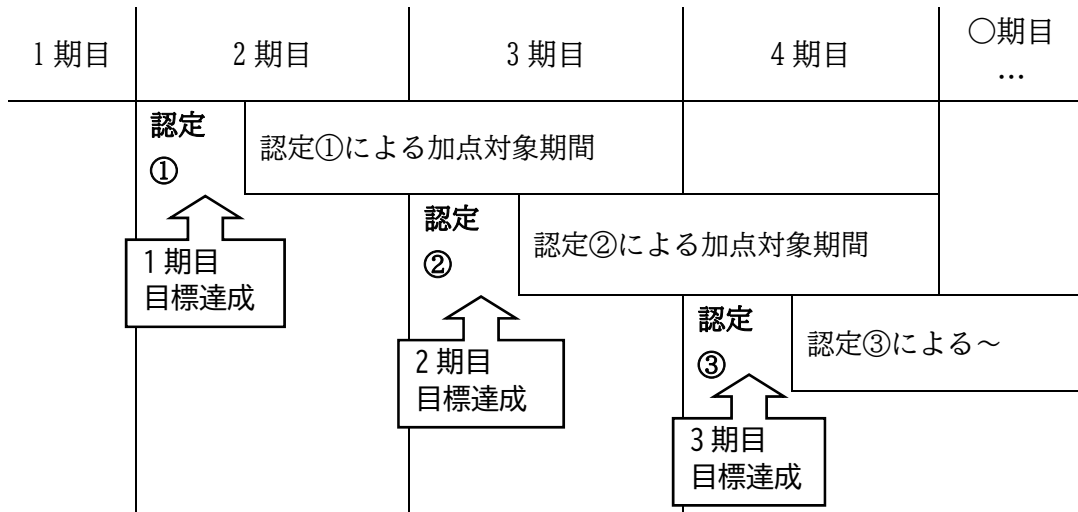
評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
------	------

港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワークバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点对象期間



## 6 障害者雇用の評価について

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

### ○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

## 7 環境配慮の評価について

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション

ョン 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。)のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録をしている場合、通知書の写しをご提出ください。

## 8 災害協定活動に対する評価について

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

## 9 審査結果の公表等

(1) 審査結果は全参加事業者にも文書で通知します。

(2) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者と契約締結後、令和 3 年 4 月 30 日(木)以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。